

## 「特定行為に係る看護師の研修制度」の動向と学会の立場

### 【学会の立場】

これまで日本小児看護学会は、子どもの特徴を踏まえ、子どもの最善の利益を守る立場をとってきた。

「特定行為に係る看護師の研修制度」について議論が進められた結果、保健師助産師看護師法の一部法改正がなされ法制化された。日本小児看護学会は、今後も研修制度のあり方について注視していく方針である。

### 【これまでの経緯と学会としての動き】

2010年（平成22年）

- ・超高齢化社会の到来を見据え、厚生労働省は、効率的な医療体制を担う看護師の役割拡大を検討する「チーム医療推進会議」が発足

2012年（平成24年）

- ・厚生労働省「チーム医療推進会議」による検討会報告書が提出

2013年（平成25年）8月

- ・厚生労働省による、「特定行為に係る看護師の研修制度」に関する各学術団体に向けた意見募集に対し、8月20日、日本小児看護学会より、「診療の補助における特定行為（案）」および「指定研修における行為群（案）」について、現場の混乱を避けることをねらいとした意見を提出

2013年（平成25年）9月

- ・厚生労働省より各学術団体に向けて、プロトコールによる医師の指示に基づいて患者の病態を確認・判断し、実施している「包括的指示のもと行われている行為」の調査が行われ、9月4日、日本小児看護学会より、包括的指示ともとれる例とそうでない例の両方について回答を提出

2014年（平成26年）6月25日

- ・「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に基づき、保健師助産師看護師法の一部が改正され、「特定行為に係る看護師の研修制度」が法制化された。

2015年（平成27年）10月1日

- ・特定行為に係る看護師の研修制度が開始され、14施設が指定研修機関として登録された。

2016年（平成28年）2月5日

- ・「特定行為に係る手順書例集」が厚生労働省HPに掲載された。また、指定研修機関として7施設が追加登録された。

2017年（平成29年）2月

- ・特定行為に係る看護師の指定研修機関は、39施設（大学院8箇所、大学・短大9箇所、大学病院4箇所、病院15箇所、団体3箇所）になった。